

土地改良区の 適正な運営に向けて

1. 土地改良区の特徴
2. 土地改良区の運営体制
3. 土地改良区の役員の職務

令和5年11月24日

秋田県土地改良事業団体連合会
専務理事 佐藤暢芳

1. 土地改良区の特徴

- (1) 土地改良事業の実施を目的とする
農業者組織
- (2) 組合員の当然加入
- (3) 経費（賦課金等）の強制徴収権
- (4) 設立・解散について知事の認可制
- (5) 税制上の優遇措置

(1) 土地改良事業の実施を目的とする農業者組織

法第15条 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。

土地改良区が実施できる事業は限定されている

◇地区内の事業に限られること

- ・ 定款第3条に定めた土地改良区の地区内の事業に限られる。

◇原則、土地改良事業に限られること

- ・ 法第2条第2項に規定されている土地改良事業に限られる。

(農業用排水施設・農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設・管理等、区画整理、農用地等の災害復旧、客土、暗きょ排水等)

◇土地改良事業の他、これに附帯した事業に限り行うことができる

- ・ 附帯の範囲－土地改良区が行う土地改良事業と有機的な関連があること

(例：小水力発電事業、農業集落排水事業、多面的機能支払事務受託等)

※罰則規定

◆第15条に規定する事業以外の事業を行ったときは、知事は当該土地改良区の解散を命ずることができる。(法第135条)

◆第15条に規定する事業以外の事業を営んだときは、理事若しくは監事を20万円以下の過料に処する。(法第144条)

○土地改良事業の目的

- ①収益性の高い生産基盤の構築（大区画化、汎用・畑地化、用水確保等）
- ②担い手の確保・育成（経営規模拡大、耕作放棄地の発生抑制等）
- ③農家の所得向上

○土地改良事業の効果

- ①公共性（国民経済への波及効果）
 - ・食料の安定供給
 - ・米生産費の低減→価格の低下
- ②私益性（農家への波及効果）
 - ・農産物の品質や生産性の向上 → 農家所得の向上

※農業農村整備事業（略称：NN）

「土地改良事業」は土地改良法に規定されている事業（法事業）であり、国の予算上の事業名として「農業農村整備事業」がある。

「農業農村整備事業」は「土地改良事業」より広義の意味を持つ。

- (例)
- ・農地整備事業（農地の大区画化・汎用化・畑地化）
 - ・農業水利事業（頭首工、水路、機場の整備）
 - ・農地防災事業（農地の湛水防止、ため池の改修、地滑り対策）
 - ・農村整備事業（農業集落排水、農道、情報通信環境の整備）

(2) 組合員の当然加入

○土地改良区の**地区内にある土地**について、**三条資格を有する者は、本人の同意、不同意に関係なく、全て組合員となる。**（法第11条）

【三条資格者（農用地の場合）】

- ・所有者が耕作している場合は所有者
- ・所有者以外のものが、賃貸借権等の権限に基づき耕作している場合は耕作者
（農業委員会の承認を得て、所有者が三条資格者になることも可能）

◎准組合員（法第15条の2）

- ・賃貸借権等に基づく耕作者がいる農地で、耕作者が組合員の場合は所有者が准組合員、所有者が組合員の場合は耕作者が准組合員 になれる。
- ・准組合員は総代会に出席して意見を述べるができる。（議決権はない）
- ・組合員と准組合員が賦課金の分担を申し出たときは、組合員と准組合員に賦課金を賦課することができる。

(3) 経費（賦課金等）の強制徴収権

○土地改良区の事業に要する経費は、組合員（准組員）に対して賦課徴収（法第36条）



○**賦課金等**について、督促等の措置を講じても納入しない場合には、**理事**は県知事の認可を受けて**滞納処分**をすることができる。（法第39条）

※滞納処分とは

賦課金等を滞納している人の意思に関わりなく、滞納となっている賦課金等を強制的に徴収すること。

滞納者の財産（預貯金、動産、不動産等）を差し押さえ、公売等によりその財産を処分し、売却代金を賦課金等に充当する。（地方税法及び国税徴収法の例による）

※滞納処分ができる賦課金等

賦課金、加入金、決済金、清算金 等

(4) 設立・解散について知事の認可制

- 土地改良区は、都道府県知事の認可によって成立し、法人格を取得する。(法第10条)
- 土地改良区が総代会の議決により解散する場合は、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第67条)

(5) 税制上の優遇措置

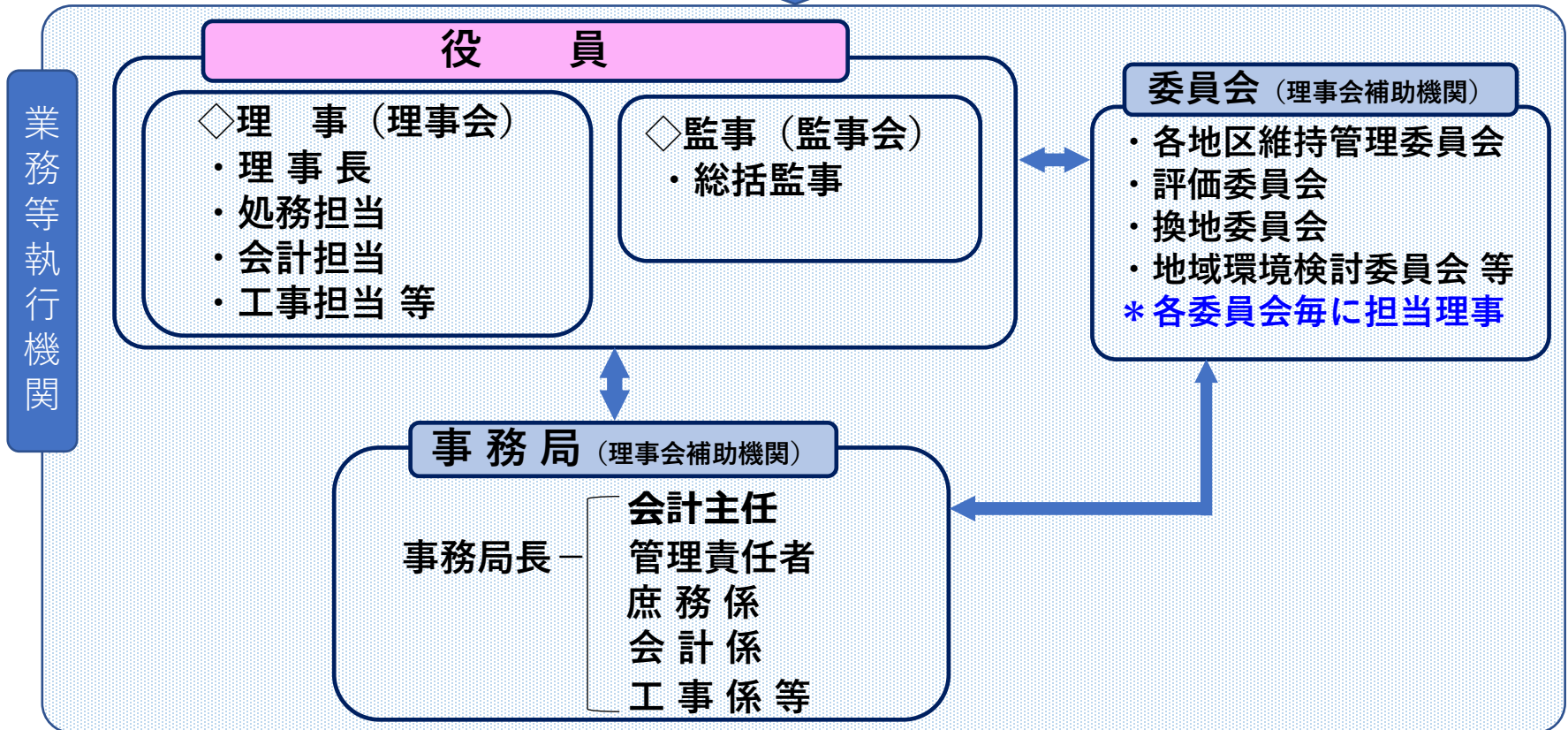
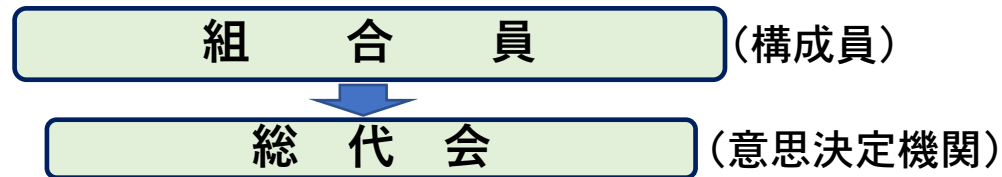
- 法人税法上、公共法人として法人税の納税義務者から除外
- その他、印紙税法、登録免許税法、地方税法（事業税、固定資産税、不動産取得税等）等において非課税の優遇措置がある。

土地改良区は、

極めて公共性の強い団体(公法人)

- 土地改良区は、農業生産基盤整備や土地改良施設の適切な保全管理等を計画的かつ着実に推進することにより、農業経営の安定化に寄与していく役割を担っている。
- また、大切な地域資源である農地・水の次世代への継承や農業・農村が持つ多面的機能の発揮への貢献などの役割も求められている。
- 土地改良区は、**健全かつ適正な業務運営**により、組合員だけではなく地域住民からも信頼を得ながら、これらの要請に応え、農業・農村の持続的発展を実現していく必要がある。

2. 土地改良区の運営体制



土地改良法、定款、規約、会計細則、工事執行規程など関係法令、規程の遵守

3. 土地改良区の役員職務

◎役員選任（法第18条）

- 役員として、理事及び監事を置く。
- 理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上。
- 理事定数の少なくとも3/5は、耕作者である組合員
- 監事のうち1人以上は、員外監事（例外措置有り）。

◎役員義務及び損害賠償責任（法第19条の5）

- 役員は**、法令、行政処分、定款、規約等及び総代会の決議を遵守して、土地改良区のために**忠実にその職務を遂行する義務**を負う。
- 役員がその任務を怠ったときは、土地改良区に対し連帯して損害賠償責任を負う。
- 役員がその職務につき悪意又は重大な過失があった場合は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。

◎理事の職務（法第19条）

○理事の職務権限

・法人代表（対外的権限）

理事は土地改良区を代表する。

理事が、土地改良区の代表として行った法律行為については、その権利義務関係は土地改良区に帰属する。

・業務執行（対内的権限）

理事は総代会の決議に従い土地改良区の事務を処理する。

土地改良区の手務は、理事の過半数で決する。

※理事の主な業務

- ・定款、規約、組合員名簿等の備付及び保存(法第29条)
- ・総会の招集(法第25条)
- ・未納賦課金の滞納処分(法第39条第5項)
- ・各委員会の担当、事務局各係の監督（規約第28条第3項）
- ・予算執行、決算等の業務（会計細則：会計担当理事）
- ・工事執行業務（工事執行規程等：工事担当理事）
- ・理事会の付議事項に係る審議（規約例第21条） 等々

◎監事の職務等

○監事の職務（法第19条の4）

- ・ 土地改良区の**財産の状況を監査**すること。
- ・ **理事の業務の執行の状況を監査**すること。
- ・ 著しく不当な事項があると認めるときは、総代会又は都道府県知事に報告すること。

○監事の組合代表権（法第21条）

- ・ 土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。

○監事による会議の招集（法第27条）

- ・ 理事の職務を行う者がいないときなどは、監事が総代会を招集しなければならない。

監事は、

- ・ 監査等の権限を有し、理事と対峙する土地改良区の目付役的立場にある。
- ・ 常に厳正かつ中立な立場で監査等を実施し、土地改良区の運営を健全かつ適正に導く義務がある。

◎役員 の 責務

- 土地改良区は、土地改良法に基づき極めて高い公共性・公益性が賦与されており、その**運営には厳正を期す**ことが求められている。
- 役員 の 皆 さん は、常に自己研鑽を心掛け、関係**法令を遵守して、健全で適正な業務運営**に努めていただきたい。

おわりに

●農業・農村の構造の変化等を踏まえた体制強化

近年、土地改良区は、組合員の高齢化や土地持ち非農家の増加、大規模経営体と小規模農家との二極分化など**農業・農村構造の変化に直面**している。

こうしたなかで、土地改良区に求められている多様な役割に応えていくためには、改正土地改良法で措置された**運営基盤の強化のための制度の定着・活用**とともに、男女共同参画の推進などにより、**運営基盤の強化を図る必要**がある。（「土地改良長期計画(R3～R7)」抜粋）

役職員の皆様が力を合わせ、組織運営体制の強化を図りながら事業を計画的に推進し、鹿角地域の農業・農村の益々の発展を実現されることを御期待申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。